

議案第 44 号

桐生市まち・ひと・しごと創生基金条例案

桐生市まち・ひと・しごと創生基金条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 8 月 31 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置)

第1条 人口減少を克服し、桐生ならではの地方創生を目標とする桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進するための必要な費用に充てるため、桐生市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法及び期間を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 44 号 桐生市まち・ひと・しごと創生基金条例案

人口減少を克服し、桐生ならではの地方創生を目標とする「桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するための必要な費用に充てるため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、基金条例を制定しようとするものです。